

## 小樽市指名競争入札参加資格の承継に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、小樽市指名競争入札参加資格者名簿登録規則（平成14年小樽市規則第84号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により登録された建設工事、設計等及び物品購入等の競争入札参加資格の承継について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併 会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第2条第1項第27号の規定に基づく吸収合併及び会社法第2条第1項第28号の規定に基づく新設合併をいう。
- (2) 会社分割 会社法第2条第1項第29号の規定に基づく吸収分割及び会社法第2条第1項第30号の規定に基づく新設分割をいう。
- (3) 事業譲渡 会社法の規定に基づく事業譲渡をいう。
- (4) 承継会社 合併における吸収合併存続会社又は新設合併設立会社、会社分割における吸収分割承継会社又は新設分割設立会社、事業譲渡における譲受会社をいう。
- (5) 被承継会社 合併における吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社、会社分割における吸収分割会社又は新設分割会社、事業譲渡における譲渡会社をいう。
- (6) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (7) 設計等 測量、地質調査、土木設計、建築設計、技術資料の作成及び道路等維持業務をいう。
- (8) 物品購入等 物品の購入、製造の請負、役務の提供、物品の売払いその他市長が定めるものをいう。

### (参加資格者の資格等の承継)

第3条 参加資格者の登録は、次の各号のいずれかに該当する者に限り承継することができる。この場合において、市長は、速やかにその旨を第5条に掲げる事業の承継を立証する書類により届け出させなければならない。

- (1) 相続により参加資格者の営業を承継した者
- (2) 参加資格者である個人事業者により設立され、その営業の譲渡を受けた会社であって、当該個人事業者が現にその取締役又は社員に就任している者
- (3) 参加資格者である会社の取締役又は社員であった者であって、当該会社の解散に伴いその事業の譲渡を受けて個人事業者となった者

- (4) 合併により新設された会社又は合併後に存続することとされた会社であつて、その取締役又は社員に合併により解散した参加資格者である会社の取締役又は社員であつた者が就任している者
- (5) 参加資格者である会社から事業（営業）の全部又は重要な部分の譲渡を受けた会社
- (6) 前各号に掲げる者に準ずると認められる者

（参加資格者の登録業種、工事種別、種別及び品目の承継）

第4条 参加資格者である法人が登録している業種、工事種別、種別及び品目は、会社分割又は一部の事業譲渡を行った場合に限り承継させることができる。この場合において、市長は、速やかにその旨を第5条に掲げる事業の承継を立証する書類により届け出させなければならない。

（参加資格の承継手続き）

第5条 第3条及び前条の規定により資格を承継しようとする者は必要に応じ、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 競争入札参加資格者合併等届
- (2) 合併、会社分割又は事業譲渡契約書の写し（契約書がない場合は、株主総会議事録等の合併、会社分割又は事業譲渡が行われたことが確認できる書類）
- (3) 登記事項証明書（個人事業者の場合は身分証明書、相続確認できる戸籍謄本及び除籍謄本）の写し
  - ア 承継会社の合併後、会社分割後又は事業譲渡後の履歴事項全部証明書
  - イ 被承継会社の閉鎖事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
- (4) 公正取引委員会の届出受理書の写し（届出が必要な場合のみ）
- (5) 建設業許可通知書（合併後、会社分割後又は事業譲渡後）の写し及び被承継会社の廃業届の写し（建設工事又は設計等の「道路等維持業務」に申請する場合のみ必要）
- (6) 経営事項審査結果通知書の写し（建設工事又は設計等の「道路等維持業務」に申請する場合のみ必要）
- (7) 小樽市非登録業者の場合は、競争入札参加資格申請書類一式
- (8) その他市長が必要と認める書類

（承継の効力）

第6条 承継の効力については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被承継会社及び承継会社の双方が格付を有する業種については、従前の等級のいずれか上位の格付を承継会社の格付とする。

(2) 被承継会社のみが資格又は格付を有する業種については、承継会社に被承継会社が有していた同一の資格又は格付が承継される。ただし、承継会社が当該資格又は格付の資格要件を満たす場合に限る。

なお、二社以上の被承継会社が格付を有する業種については、従前の等級のいずれか上位の格付を承継会社の格付とする。ただし、承継会社が当該資格又は格付の資格要件を満たす場合に限る。

(3) 合併（分割、譲渡）時経審の結果、格付に変更がある場合においても再格付は行わない。

（登録通知及び名簿上の取り扱い）

第7条 競争入札参加資格の承継を承認した場合には、規則第6条に定める業種ごとの指名競争入札参加資格者名簿登録通知書により当該承継者に通知するとともに、名簿に登録するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は財政部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（旧基準の廃止）

2 次に掲げる基準は廃止する。

小樽市指名競争入札参加資格者の合併等に係る取扱方針（平成20年7月22日）